

公共調達を取り巻く環境の変化に伴い、様々な課題に対応していく必要があります。

担い手不足への対応

建設、委託、指定管理などの現場では、人材確保が課題となっている。

適正な賃金水準の確保

過度な価格競争は、労働条件や履行品質に影響するおそれがある。

公共サービス品質の維持

労働環境の悪化は、最終的に公共サービスの品質低下につながる可能性がある。

地域経済の持続性

公共調達は、地域事業者や地域雇用に大きな影響を持つ。

調達における説明責任

価格だけでなく、公正性、透明性、労働環境、社会的責任の観点から説明できる制度設計が求められている。

公契約条例とは

公契約条例とは、地方自治体が行う公共工事、業務委託、物品調達、指定管理などの契約を通じて、労働環境、契約の適正性、公共サービスの品質を確保するための条例です。

公共調達は、単に安価に契約するための手続ではありません。

地域経済、労働環境、公共サービスの持続性に影響を与える行政活動です。

制度上整理する主な事項

- ・ 公契約における市の責務
- ・ 受注者等に求める責務
- ・ 労働環境の確保
- ・ 公正な契約履行
- ・ 地域経済への配慮
- ・ 必要に応じた履行確認や是正措置

公契約条例の制度的な位置付け

公契約条例は、自治体が行う契約手続を通じて、労働環境、契約の適正性、公共サービスの品質など、自治体の政策目的を実現するための制度として整理されます。

※出典：一般財団法人地方自治研究機構(RILG)「公契約条例」(令和7年12月4日更新)

1-3 公契約条例の類型

賃金条項型

公契約に従事する労働者について、労働報酬下限額など賃金に関する基準を定める

主な特徴

- ・ 労働報酬下限額を設定
- ・ 対象契約・対象労働者を整理
- ・ 受注者等に確認・報告を求める
- ・ 違反時の是正措置を制度化

県内例：津市公契約条例

理念型

具体的な賃金下限額までは定めず、公契約に関する基本理念、市の責務、受注者の責務などを定める

主な特徴

- ・ 公契約の基本理念を整理
- ・ 市と受注者の責務を明確化
- ・ 透明性、公平性、地域経済への配慮を重視
- ・ 比較的導入しやすい制度設計

県内例：四日市市公契約条例

1-4 全国の公契約条例の制定状況

全国の制定状況

日本全国で、91の自治体が公契約条例を制定しています。(令和7年9月25日時点)

条例の目的は、適正な労働条件を確保し、地域経済の活性化を図ることにありますが、自治体ごとに独自のニーズに合わせているため、具体的な内容や構成は多様です。

全国制定自治体

91自治体

賃金条項型

33自治体

三重県内:津市

理念型

58自治体

三重県内:四日市市

主な傾向

【賃金条項型】

東京都が中心。都市部を中心に労働報酬下限額の設定、履行確認、是正措置を伴う制度が多い。

【理念型】

全国的には理念型が多い。基本理念、市の責務、受注者の責務を中心に制度化し、労働環境の確認や報告徴求を定める条例もある。

1－5 直近の公契約条例の制定事例

賃金条項型

品川区公契約条例(令和7年4月1日施行)

労働報酬下限額を設定し、公契約の中で受注者等により下限額以上の支払義務を約定させる。対象は高額契約中心だが、申出・報告・立入調査・是正・公表・解除の規定を備える。

理念型

東村山市公契約条例(令和7年4月1日施行)

労働報酬下限額は置かないが、予定価格への労務費・資材価格の反映、報告徴収、労働者申出、不利益取扱禁止、是正指導、関係機関通報を規定する。

理念型

熊本市公契約条例(令和8年4月1日施行)

基本理念、市・事業者等の責務、相互協力、取組方針、誓約、合理的積算による予定価格等の算出、指定管理者制度への準用を定める。

1-6 伊賀市におけるこれまでの検討経緯

旧検討期

伊賀市では、平成25年の建設労働組合からの要望書の受理以降、市議会での一般質問、四日市市への調査、庁内検討会、建設業関係団体との協議等を通じて、公契約条例の導入可能性について検討が行われてきました。

当時は、主に理念型条例を念頭に検討が進められ、平成28年には条例案を策定しましたが、下請を含む報告書類の提出負担、制度効果の見えにくさ、事業者側の実務負担などが課題となり、市議会への上程には至りませんでした。

再検討期

公共調達を取り巻く環境が大きく変化する中、令和6年の市長選で「公契約条例の制定」が公約に掲げられたことを契機に検討を再開し、契約監理課において調査研究を進めてきました。

令和7年には庁内検討会議を設置し、県内自治体の動向調査と津市への視察等を実施しました。その後、市長より「公共調達のあり方審議会」設置の指示があり、設置条例を制定しました。

今回の審議会では、過去に残された課題を踏まえ、伊賀市の公共調達として実行可能な制度設計を検討していきます。

1-7 公契約条例の制定に向けて検討すべき課題

過去の検討では、公契約条例の必要性そのものは一定程度共有されていました。一方で、制度として実際に運用する段階を考えると、複数の課題が残りました。

1. 理念だけでは制度効果が見えにくい

理念型条例は導入しやすい一方で、賃金水準や労働環境の改善にどのようにつながるのかが見えにくい。

2. 事業者側の実務負担が大きい

下請を含む報告書類の提出、台帳管理、確認手続などは、事業者にとって大きな負担となる可能性がある。

3. 市側の運用体制が必要となる

対象契約の判定、書類確認、申出対応、是正措置、効果検証を行う体制がなければ、制度は機能しない。

4. 市民・事業者への説明が不可欠である

制度の必要性、対象範囲、事業者負担、期待される効果について、分かりやすく説明する必要がある。

1－8 公契約条例（案）の骨子

これまでの課題を踏まえ、賃金条項型を基本とする方向で整理しています。

1. 労働報酬下限額を設定する

適正な賃金水準の確保を制度の中核に置き、対象契約、対象労働者、労働報酬下限額、履行確認、是正措置を一体的に整理する。

2. 人権配慮を制度に組み込む

人権尊重の視点を、基本理念や責務の中に位置付け、具体的な取組は別に整理する。

3. 実行可能な制度とする

事業者負担、職員の事務負担、確認方法、提出書類、是正処理を含めて、実務上回る制度とする。

4. 段階的に見直せる制度とする

制度を一度作って終わりにせず、運用状況を確認しながら、必要に応じて見直せる構造とする。

条例のほか、施行規則、運用マニュアルの整備が必要と考えています。